

看護師特定行為研修 ご協力のお願い

大分大学医学部附属病院は、厚生労働省から指定された看護師特定行為研修の指定研修機関です。

看護師として一定の経験を有し、かつ共通・専門分野の教育を受けたものが実習として当院で医療行為をさせていただいております。実習における医療行為につきましては、必ず医師もしくは指導者が立ち会いますのでご安心ください。

研修受講生による医療行為を拒否される方は、遠慮なく主治医もしくは看護師等にご連絡ください。研修受講生の関与を否定されても今後の診療にはなんら不利益は生じませんのでご安心ください。

また、研修受講生の関与に関わらず、医療安全の支障が生じた場合は大分大学医学部附属病院の医療安全管理体制に準じて対応させていただきますのでご安心ください。

－看護師特定行為とは－

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為です。

ご質問のある場合は、遠慮なく患者相談窓口までお問い合わせください。
ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

大分大学医学部附属病院
病院長 井原 健二

【お問い合わせ先】 大分大学医学部附属病院 看護師特定行為統括センター
☎ 097-549-4411（代表）